

役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程改正の考え方

平成24年2月、国家公務員の給与の改定が行われ、国の指定職職員の給与について、人事院勧告に伴う俸給月額約0.5%の引き下げ、及び給与改定臨時特例法に伴う俸給月額等約9.77%の引き下げが実施されたことから、当法人の役員月例年俸等について所要の改正を行ったところである。

2 役員報酬規程改正の改正内容

(1) 月例年俸の改定

国の指定職職員に準じて、月例年俸の額について、約0.5%の引き下げを行った。

改正時期：平成24年5月1日

(2) 特例措置

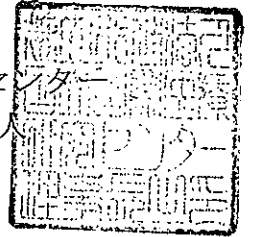
国の指定職職員に準じて、月例給、地域手当、業績年俸の9.77%の引き下げを行った。

改正時期：平成24年6月1日

国際研セン発第 240501001 号
平成 24 年 5 月 1 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター
理事長 春日 雅 人



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬の支給の基準を変更たので、独立行政法人
通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 62 条の規定に基づき届出を行います。

附 則（平成24年5月1日規程第11号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成24年6月に支給する業績年俵の支給額は、独立行政法人国立国際医療研究センター役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第8条の規定にかかわらず、この規定により算定される業績年俵の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に常勤役員となった者（同月1日に常勤役員であった者で任用の事情を考慮して総長が定めるものを除く。）にあっては、その常勤役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日））において常勤役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当（独立行政法人国立国際医療研究センター職員給与規程（平成22年規程第14号）第53条第3項を準用して得られる額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、常勤役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して総長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成23年6月1日において常勤役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において常勤役員であった者（任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。）に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 三 平成24年4月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額
- 四 同年4月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

（その他の事項）

第3条 この規程による改正後の役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。

別添

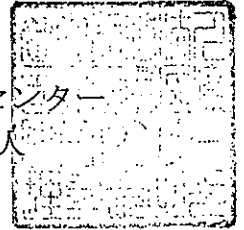
役員報酬規程新旧対照表

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号俸	基本年俸額		号俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
1	<u>8,640,000</u>	<u>2,897,100</u>	1	<u>8,688,000</u>	<u>2,913,200</u>
2	<u>9,312,000</u>	<u>3,122,400</u>	2	<u>9,360,000</u>	<u>3,138,500</u>
3	<u>10,008,000</u>	<u>3,355,800</u>	3	<u>10,056,000</u>	<u>3,371,900</u>
4	<u>10,944,000</u>	<u>3,669,700</u>	4	<u>11,004,000</u>	<u>3,689,800</u>
5	<u>12,660,000</u>	<u>4,245,100</u>	5	<u>12,720,000</u>	<u>4,265,200</u>

国際研セン発第 240531005 号
平成 24 年 5 月 31 日

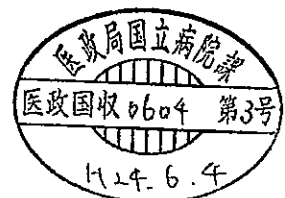
厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター
理事長 春日 雅人



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬の支給の基準を変更したので、独立行政法人
通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 62 条の規定に基づき届出を行います。



附 則（平成24年5月31日規程第14号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

（特例措置）

第2条 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する月例給（役員報酬規程第3条第1項に規定する月例給をいう。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、月例給から、月例給に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該常勤役員が受けるべき地域手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 二 業績年俵 当該常勤役員が受けるべき業績年俵の額に、100分の9.77を乗じて得た額